

## 由良町生殖補助医療先進医療費助成事業

### （助成対象）

保険診療の生殖補助医療と併用して実施された**先進医療費**について、県要綱による助成金を除いた金額を全額助成します。

- 婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）
- 夫婦どちらか一方が由良町に住民票がある方
- 和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業実施要綱による助成金の交付決定を受けている方

< 年齢による助成回数について >

| 初めて助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢 | 助成回数 |
|-----------------------|------|
| 40歳未満                 | 通算6回 |
| 40歳以上43歳未満            | 通算3回 |
| 43歳以上                 | なし   |

※助成を受けた後、出生された場合または妊娠12週以降に死産に至った場合、助成を受けることができる回数をリセットできる場合があります。

### （提出書類）

- ① 由良町生殖補助医療先進医療費助成申請書（別記様式第1号）
- ② 和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業受診等証明書の写し
- ③ 和歌山県生殖補助医療先進医療費助成事業助成金交付決定通知書の写し
- ④ 戸籍上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本）の写し
- ⑤ 夫婦の住所を確認出来る書類（住民票）の写し
- ⑥ 医療機関が発行する先進医療に要した費用に係る領収書の写し
- ⑦ 妊娠12週以降に死産に至った場合に助成を受けることができる回数のリセットをする場合は、死産届等
- ⑧ 事実婚関係にあることを申し立てる場合は、事実婚関係に関する申立書（別記様式第2号）
- ⑨ 由良町生殖補助医療先進医療費助成事業助成金交付請求書（別記様式第5号）

県への申請と  
同様の書類

（1）、（9）の由良町様式についても、御坊保健所に一緒に提出してください。

**※対象の先進医療が登録されているかどうか、治療前に必ず医療機関にご確認ください。**

### （申請方法）

治療終了後（やむを得ず治療を中断した場合を含む）、申請書に**関係書類を添付して、御坊保健所に提出してください。** 書類は、御坊保健所を経由して由良町住民福祉課に届きます。

### （助成金の支給）

御坊保健所を経由して提出された申請書等を審査の上、決定通知書をもって支給の可否を申請者へ通知し、交付決定の方には指定された口座に助成金を振り込みます。

お問合せ先  
由良町役場 住民福祉課  
TEL：0738-65-0201